

(ろう者等の役割)

第7条 ろう者、ろう者の団体、手話通訳者及び手話奉仕員は、市民の手話の普及等に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話の普及等に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び情報の取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話通訳者の養成及び手話通訳環境の充実に係る施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条 市は、ろう者、ろう者の団体、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及等)

第10条 市は、学校教育における手話の普及等を図るために、児童、生徒及び教職員が手話を学ぶ機会を提供する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の普及等)

第11条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第12条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第13条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第15条 市は、聴覚障がい者の特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等により、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫